

一般社団法人プロジェクトマネジメント学会論文審査マニュアル

種 作 議	類 成 決	マニュアル 論文審査・編集委員会 理事会
制定年月日		1999年5月15日
改定年月日		2021年9月6日

1. 審査はプロジェクトマネジメントに係わる各分野について、広い視野に立ち、公正厳格に行うこと。
2. 審査は一般社団法人プロジェクトマネジメント学会論文審査・編集委員会（以下、委員会）が行う。
3. 審査の方針は本マニュアル及び同付属文書2に従うことを原則とし、個々の論文の内容及び著者の申告等を参考にした上で審査委員会が決定する論文審査員（以下、審査員）に、当該論文の査読を依頼し、委員会は採録の可否に関する意見を受ける。
4. 審査は以下の各項に従い進めることを原則とし、その主たる部分を本マニュアル付属文書1及び2に纏める。以下の各項の記述は、本マニュアル付属文書1及び2に優先する：
 - 1) 委員会委員の権利及び義務、禁止事項
 - ①審査員を兼ねることができる、
 - ②公平性と権威をもって対応すること、
 - ③審査の経緯、審査員の氏名等、委員会で知り得たことを他言してはならない、
 - ④自身が著者又は著者と利害を共有する立場にある場合には、当該論文の審査に立ち会ってはならない。
 - 2) 審査員の選定
 - ①委員会は審査対象とする論文1件に対し、2名の審査員A及びBを指名し、当該論文を採録することの可否を諮問する、
 - ②審査員A及びBの意見を得ても委員会が採録の可否を決定できない場合には、更に1名の審査員Cを追加し、当該論文を採録することの可否を諮問する、
 - ③委員会が採録の可否を判断するに十分な意見を得ることができるまで審査員を追加する②の手続きを行うことができる、この場合の審査員には、匿名性を考慮し、アルファベットの昇順でD以降の文字を附す、
 - ④当該論文の著者又は著者と利害を共有する立場にある者を審査員としてはならない、
 - ⑤審査員への査読依頼に際しては、予め審査員から受諾の可否を確認し、可の場合に限って、著者を特定又は類推可能と思われる記述（氏名、所属、謝辞等）を削除した論文と 査読結果の委員会に対する通知に必要な様式を送付する。
 - 3) 審査員の役割
 - ①委員会の定める日（依頼日より1ヶ月以内）までに査読結果を報告する、
 - ②指定の様式（研究論文は様式4-1、報告論文は様式4-2、総説論文は様式4-3、Selected Paperは様式4-5、研究ノートは様式4-4）で査読結果を委員会宛に回答する、
 - ③②の提出の際には、様式による査読結果に至った理由、採録となるために必要と考えられる修正に必要な指摘、情報などを含む当該論文の著者に向けた審査意見を添付しなければならない、
 - ④委員会に向けた意見を②に加えて別紙とするか、著者に向けた記述とは完全に分けて②の審査意見の中に記述することで、委員会による採否の判定を助けることができる、
 - ⑤査読の完了に際しては、当該論文を返却する。
 - 4) 審査員及び委員会による判定
 - ①「1」このまま掲載してよい、「2」別紙意見の通り修正したことを委員会が認めれば掲載してもよい、「3」著者が修正した上で、再度審査の必要がある、「4」掲載不可とした方がよい、の4種類とする。

- ②「4」の判定を「4-1」掲載不可と「4-2」記事（その他の解説記事）として投稿をすることを勧める、の2種類に分ける、
 - ③研究ノートに対しては、①の「3」の判定は行わない、
 - ④委員会は査読結果の受領を審査員に通知する。
- 5) 著者への連絡
- ①委員会名で行う、
 - ②査読結果を引用字又は添付する場合には、審査員を特定又は類推可能とする記述（氏名等）を削除する、
 - ③審査員からの回答は、その内容を委員会が十分に検討し、明らかに適性、適正を欠くものについては、委員会の責任で改変又は不採用の処置をとる。この際に、委員会は、改変又は不採用の許諾を審査員から得る義務を負わない、
 - ④委員会の判定が本マニュアル第4条4項1号の「2」又は「3」であるときに、委員会の指定する期日を過ぎても再提出されない場合には、委員会の判断を経て審査の打切りを通知する（判定は「4-1」）。
- 6) 審査結果に対する疑問等がある場合には、第一著者は、委員会からの連絡から1ヶ月以内であれば異議申立てを行うことができる。但し、当該箇所、異議や反論などの具体的な記述、自らの主張の正しさを証明する資料などを添えて submit-paper@spm.or.jp 宛てに電子メールで送付すること。
5. 採録が決定した論文の最終原稿（カメラレディ形式）の提出を、委員会が著者に求めることがある。この際に、著者は委員会の指示によるもの以外の修正等を行ってはならない。

附則

1999年9月13日制定（神田雄一論文審査委員長）

2001年4月26日改定（沖田健吉論文審査委員長）

2001年12月6日改定（沖田健吉論文審査委員長）

2002年12月9日改訂（横山真一郎論文審査委員長）

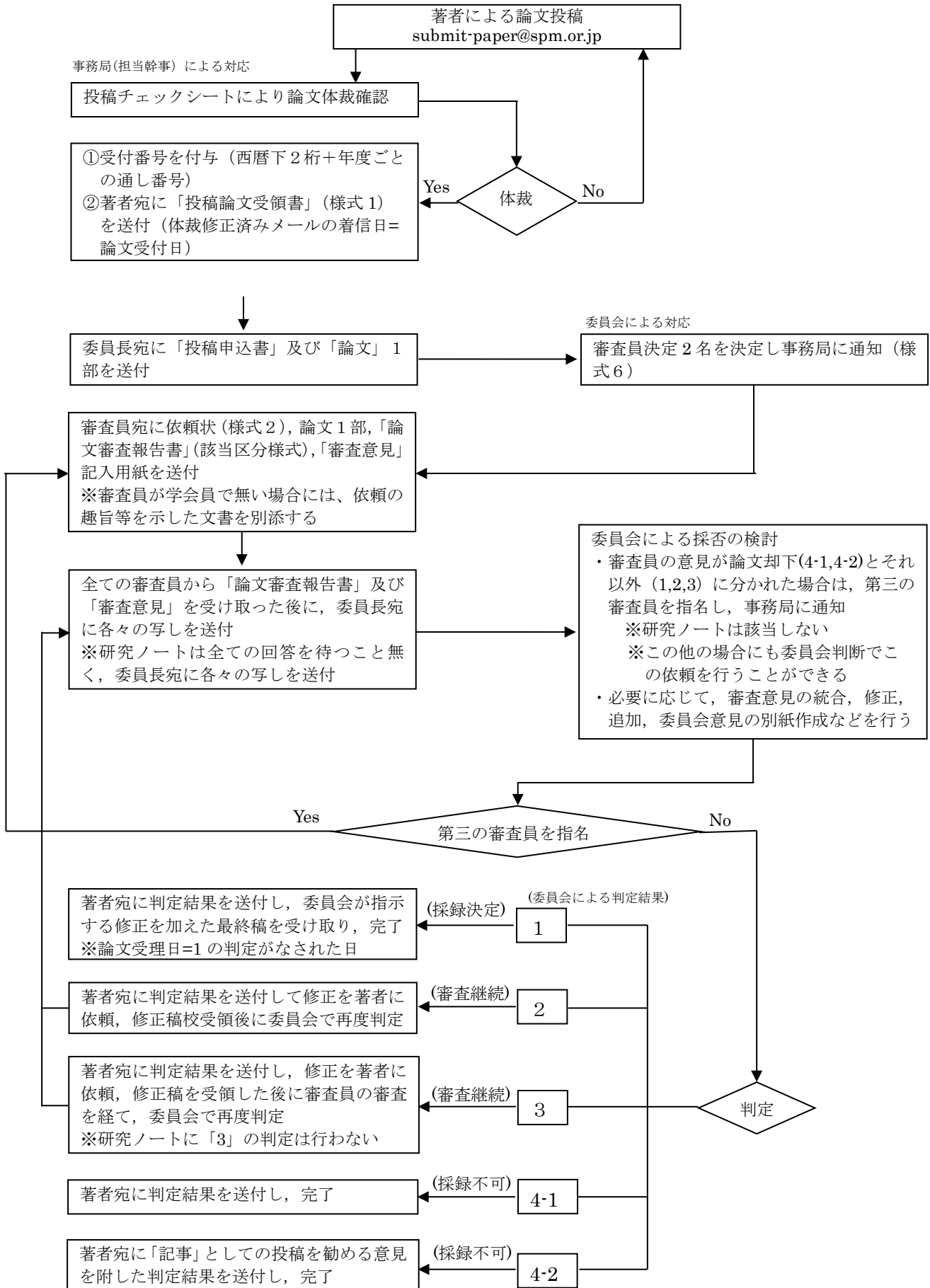
2008年2月13日改訂（横山真一郎論文審査・編集委員長）

2021年9月6日改訂（横山真一郎論文審査・編集委員長）

※理事会の定めにより和暦表記を西暦表記に改めた

一般社団法人プロジェクトマネジメント学会論文審査マニュアル 付属文書1

投稿論文の受付から審査完了までの取り扱い



一般社団法人プロジェクトマネジメント学会論文審査マニュアル 付属文書 2
論文審査方針

	分類	論文の内容	審査の方針	
			個別事項	共通事項
論文 (Original Paper)	a	研究論文 (Research Paper) 高い独自性を持つ理論又は方法等の主張が認められるもの	プロジェクトマネジメントに関わりがある基礎的又は応用的な側面で、従来の理論水準、理論的成果からの発展があり、現在又は将来における関連研究の基礎が与えられているか否かを審査する。有用性に欠けることを不採録の理由にしてはならない。	論文として備えるべきオリジナリティ、信頼性、体裁を確保するための審査（表現上の問題点についても、審査の上、修正を要請する）。
	b	報告論文 (Applied Research Paper) プロジェクトの実施例等と言った著者の経験が具体的に示され、これを元にした再現性又は独自性のある方式や経験則等（新しい知見の共有に資すると考えられる有用性の高いデータの公開を含む）の主張が認められるもの	プロジェクトマネジメント学会の実践的、応用的な性格に鑑み、プロジェクトの実施例等に関する著者又は他者の体験を科学的に論じ、そこから再現性のある知見が導かれているか否かを審査する。単なる経験やインタビューの結果を紹介したり、体験を物語ったりしていることに終始しているものは対象外であり、一般化され、再現性が確保されていることが必要。	
	c	総説論文 (Contributed Paper) 先行研究等の総括が示され、将来展望を切り拓くことに資する独自性のある主張が認められるもの	従来の学問的成果を総括し、将来展望を切り拓こうとするもの。特定研究分野の全体に対し、バランスの取れた評価がなされており、かつ、プロジェクトマネジメントの学問的体系化に貢献する内容を含んでいるか否か、将来の展望を拓く上で貢献があるか否かの審査する。	
	d	Selected Paper 本学会が主催する ProMAC 又は研究発表大会等の予稿集に採録された論文のうち、著者の希望又は委員会の推薦があった論文に対して a)、b) 又は c)の観点から通常の審査の過程を経て採録されるもの	a 又は b、c、e に準ずる。 a : Selected Paper (Research Paper) b : Selected Paper (Applied Research Paper) c : Selected Paper (Contributed Paper) e : Selected Paper (Research Note)	
	e	研究ノート (Research Note) a)、b)又は d)に分類されるが、必ずしも十分な完結性が示されていないもの又は高い速報性があると認められるもの	a 又は b に準ずるが、完結性は問わない。 内容を充実させ a 又は b、c へ投稿することを妨げない。	